

令和5年度地域課題解決型「広報みなと」配布業務委託  
募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和5年度地域課題解決型「広報みなと」配布業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

港区では、少子・高齢化の進行や地域コミュニティを取り巻く社会環境の変化に伴い、人と人のコミュニケーションやつながりが希薄化し、地域コミュニティでの「声かけ」「助け合い」など自助、共助の機能が低下しており、地域における課題は複雑・多様化している。

また、大阪市では行政が実施責任を負う事務事業を地域の担い手である団体や企業に委託することにより、地域実態に即した課題解決を図る「社会的ビジネス（※）化」を進めており、地域におけるヒト・モノ・カネ・情報などの資源の循環による地域経済の活性化を図ることとしている。

そこで、広報紙の全世帯・事業所への配布業務を活用して、地域社会が抱える課題の解決にも取り組むこととし、地域の福祉・安全性の向上をはじめ、新たな地域人材の発掘や広報紙の認知度向上など、さまざまな相乗効果をめざして、広報紙の配布事業について、地域課題解決型の企画提案を受けて実施する。

（※）地域の利益を増大させることを目的として、地域の住民が地域課題やニーズの解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業

(2) 業務内容

具体的内容については、別紙「仕様書」を参照のこと

なお、「仕様書」は基本的な業務内容を示したものであり、公募型プロポーザルによる提案を受けて、仕様を追加・変更する場合がある。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 7,359,532 円（消費税含む）

内訳については、別紙「委託料上限額一覧」を参照のこと（消費税含む）

(4) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日（予定）

(5) 履行場所

港区内の小学校区単位

1小学校区でも複数の小学校区でも応募可。ただし、契約単位は小学校区ごとになるため、企画提案書の受付・審査・選定もすべて小学校区ごとに行う。

(6) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

大阪市契約規則に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

#### (2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

#### (3) 契約書案

別紙参照

#### (4) 契約保証金 免除

保証人 否

#### (5) 再委託について

ア 受託者は、令和5年度地域課題解決型「広報みなど」配布業務における「主たる部分」について、再委託することはできない。なお、「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいう。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(イ) 仕様書「(10) 配布作業」に関する業務

イ 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受託者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めるとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

#### (6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合は、契約の解除を行う。

#### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (5) 納税義務者にあつては、直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (6) 事業者が本事業を目的に共同体を結成して申請する場合は、以下の要件を満たしていること。
  - ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。
  - イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者(構成員)の変更は認めない。
  - ウ 構成員となるすべての事業者が、原則、上記(1)から(5)の基準を満たしていること。
  - エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状(様式3)を提出すること。
  - オ 参加申出時に共同体の協定書(様式自由)の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
  - カ 単独に応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
  - キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。(ただし、小学校区が異なる場合は複数の応募可)
- (7) 公募型プロポーザル説明会に参加したものであること。ただし、共同申請の場合は、構成員のいずれかが説明会に参加すれば可とする。

#### 5 スケジュール (予定)

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| ・ 公募開始            | 令和4年12月9日(金)  |
| ・ 説明会の参加申込・質問受付期限 | 令和4年12月20日(火) |
| ・ 説明会、質問に対する回答    | 令和4年12月26日(月) |
| ・ 参加申請関係書類の提出期限   | 令和5年1月12日(木)  |
| ・ 参加資格決定通知        | 令和5年1月19日(木)  |
| ・ 企画提案書の提出期限      | 令和5年2月6日(月)   |
| ・ プレゼンテーション       | 令和5年2月下旬      |
| ・ 選定結果通知          | 令和5年3月上旬      |
| ・ 契約締結、事業開始       | 令和5年4月1日(土)   |
| ・ 事業完了            | 令和6年3月31日(日)  |

## 6 応募手続き等に関する事項（予定）

### (1) 説明会参加申込・質問受付

- ア 受付期間 令和4年12月9日（金）から  
令和4年12月20日（火）午後5時30分まで
- イ 提出書類及び部数 説明会参加申込書（兼質問事項）1部
- ウ 提出方法 別紙申込書（様式1）に記載し、港区役所総務課まで  
FAXまたはEメールにより提出すること  
（8その他（2）の問い合わせ先 参照）

### (2) 説明会

- ア 開催日時 令和4年12月26日（月）午前10時～
- イ 開催場所 港区役所 5階会議室
- ウ 開催内容 募集する業務内容の説明および質問に対する回答  
（質問及び回答は港区ホームページで公開）

### (3) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ア 受付期間 令和4年12月26日（月）から令和5年1月12日（木）  
午前9時から午後5時30分まで  
（土日祝及び12月29日（木）～翌年1月3日（火）を除く）
- イ 提出書類及び部数  
公募型プロポーザル参加申出書（様式2）1部  
（共同申請の場合は構成員すべての事業者の連名によること）  
委任状（様式3）共同申請のみ 1部  
【添付資料】各1部
- ・事業者の概要、設立年月日、事業内容等を記載した書類
  - ・役員名簿
  - ・定款の写し（任意団体にあつてはこれに相当する書類）
  - ・直近事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書  
（任意団体にあつてはこれに相当する書類）
  - ・協定書（様式自由）共同申請のみ
- ウ 提出方法 港区役所総務課（総合政策・公民地域連携）まで直接持参
- エ 参加資格決定通知 令和5年1月19日（木）にメールにより通知する。  
（指名されなかった申出者については、その理由を付した  
通知書を送付）

### (4) 企画提案書の提出

- ア 企画提案書はA4版、8ページ以内とする。
- イ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
- ① 地域社会の課題の設定と課題解決のための取組み方針（様式4-1）
  - ② 広報紙配布の実施方法と実施体制（様式4-2）
  - ③ 類似業務実績（様式4-3）
  - ④ 提案見積と積算根拠（小学校区別）（様式4-4）

- ウ 受付期間 令和5年1月20日（金）から令和5年2月6日（月）  
午前9時から午後5時30分まで（土日祝を除く）
- エ 提出部数 正本1部 副本7部

正本：事業者名を記入し印鑑を押印したもの  
副本：事業者名や事業者が特定される表現の記載のないもの又は  
事業者名や事業者が特定されないようにマスキングしたもの

- オ 提出場所 港区役所総務課（総合政策・公民地域連携）まで直接持参

## 7 選定に関する事項

### (1) 選定基準（配点割合）

審査は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- －業務目的及び業務内容の理解度（20点）
- －業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢（10点）
- －課題の設定と解決手法の的確性、実現性、独創性（25点）
- －広報紙の配布の実施方法（25点）
- －類似業務の実績の豊富さ（10点）
- －費用積算根拠の妥当性（10点）

### (2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、令和5年度地域課題解決型「広報みなと」配布業務委託先選定会議が行う。

イ 選定委員は、選定基準に基づき、企画提案書の書面審査、及びプレゼンテーション審査を行う。

ウ プレゼンテーション

(ア)開催日時

令和5年2月下旬（予定）

プレゼンテーションの日時は事前に連絡する。

(イ)場所

港区役所6階会議室（予定）

(ウ)内容・方法

提出された企画提案書のほか、参加申請時に添付した書類をもとに審査を行い、最も優れた企画提案者（評価点が60点以上で、総合計が最も高い事業者）を選定のうえ、その企画提案者を受託予定者とする。

評価点の総合計が同点である場合は、「課題の設定と解決手法の的確性、実現性、独創性」の点数が高い企画提案者を受託予定者とし、これにより決定しない場合は、くじ引きにより決定する。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
  - ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
  - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
  - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- (4) 選定結果の通知および公表
- 選定結果は、決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。
- 選定結果の通知を受けた参加者は、その選定結果について疑義があるときは、書面を港区役所総務課に提出することにより、選定結果の内容について説明を求めることができる。

## 8 その他

- (1) 提案に関する費用、条件等
- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
  - イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
  - ウ すべての企画提案書は返却しない。
  - エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
  - オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
  - カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
  - キ 本事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類については、提出を求められた際、すみやかに提出できるよう常に整備しておくこと。また、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5箇年間保存すること。
  - ク 本案件に関する予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。契約の締結は、令和5年度予算が成立した後とする。  
上記に伴い、公募型プロポーザルへの参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。
- (2) 提出先、問い合わせ先
- 〒552-8510 大阪市港区市岡1-15-25  
大阪市港区役所 総務課（総合政策・公民地域連携）  
TEL：06-6576-9683 FAX：06-6572-9511  
E-mail [tg0001@city.osaka.lg.jp](mailto:tg0001@city.osaka.lg.jp)